

令和5年度

高松市交通安全実施計画

高松市交通安全対策会議

はじめに

この交通安全実施計画は、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）第 26 条第 4 項の規定に基づき、高松市内の陸上交通の安全に関して、令和 5 年度において本市及び関係機関・団体が実施すべき施策をまとめたものです。

本市を取り巻く交通環境は、自動車に依存した生活形態の定着や多様化、少子高齢化社会の進展に加え、幹線道路や周辺アクセス道路の整備・延伸などにより、交通流・量は常に変化しています。

このような情勢の中、令和 4 年中の本市における交通事故は、発生件数 1,575 件（前年対比－162 件）、死者数 15 人（前年対比＋5 人）、負傷者数 1,858 人（前年対比－253 人）で、発生件数、負傷者数の減少傾向は続くも、死者数は大きく増加に転じ、更に人口 10 万人当たりの死者数は 3.61 人と全国平均の 2.08 人を大幅に上回るなど、依然として厳しい交通情勢が続いている状況であります。

この計画の実施に当たっては、交通安全対策基本法及び第 11 次高松市交通安全計画に基づき、

- 交通事故死者数 13 人以下（年間）
- 交通事故による重傷者数 100 人以下（年間）

とする目標の達成と更なる減少を図るため、諸施策を着実に推進する必要があります。

そのために、市民の方々の御理解と御協力のもと、国の関係地方行政機関及び県、警察をはじめ、関係機関・団体と緊密に連携し、ソフト・ハード両面からの各種交通安全対策を総合的かつ効果的に推進し、積極的に交通安全対策に取り組んでまいります。

高松市交通安全対策会議

目 次

第1 交通ルールへの遵守と交通マナー向上対策の推進

1	交通安全意識の普及徹底	1
2	交通安全教育の充実・強化	2
3	交通ルールの遵守と交通マナー実践の指導推進	4
4	広報啓発活動の推進	6
5	交通事故多発要因の調査と効果的な対策の推進	7

第2 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

1	交通安全教育体制の整備	8
2	体系的な交通安全教育の推進	9
3	運転者教育の推進	11
4	交通安全普及啓発活動の推進	12

第3 交通事故の起きにくい道路環境の整備

1	生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	13
2	幹線道路における交通安全対策の推進	14
3	交通安全施設等の整備事業の推進	15
4	自転車利用環境の総合的整備	16
5	総合的な駐車対策の推進	17
6	災害に備えた道路交通環境の整備	18
7	踏切道対策の推進	19
8	用水路等対策の推進	20

第1 交通ルールの遵守と交通マナー向上対策の推進

<p>項 目</p>	<p>第1 交通ルールの遵守と交通マナー向上対策の推進 1 交通安全意識の普及徹底</p>
<p>関係機関</p>	<p>県警察本部（交通企画課、交通指導課）、市くらし安全安心課</p>
<p>推進事項</p>	<p>推 進 要 領</p>
<p>交通安全意識の普及徹底</p>	<p>交通事故防止について、目指すべき究極の目標は、「交通事故のない安全で快適な交通社会の実現」である。</p> <p>この目標を達成するため、第11次高松市交通安全計画の数値目標である、</p> <p style="padding-left: 40px;">交通事故死者数 13 人以下</p> <p style="padding-left: 40px;">交通事故による重傷者数 100 人以下</p> <p>を掲げ、各種交通安全対策を進める。</p> <p>全ての市民に対し、交通ルールの遵守と交通マナーの向上など、交通安全意識の高揚につながる交通安全対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ルールは、法令による必要最小限度の決まり ○ マナーは、交通社会の中で望ましい行動ないし態度として認識され、習慣化されたもの <p>(1) 「交通安全都市宣言」</p> <p>高松市は、発展とともに交通事故が各所で頻発し、このような状況をみると、交通事故の防止こそは、市民生活における喫緊の課題となった。</p> <p>この問題の解決をはかるためには、まず、全市民すべてが交通道徳を遵守し、交通法規を正しく守らなければならないことは、いうまでもなく、いまわしい交通事故を追放して、明るく住みよいまちづくりにまい進せんとするため、全市民を挙げてのご協力を熱望して、高松市を「交通安全都市」とし、宣言している。</p> <p>(2) 「市民の交通安全日」における各種活動の強化</p> <p>毎月20日の「市民の交通安全日」は、交通事故の防止とともに、市民の交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの確実な実践を習慣づけるために制定されている。</p> <p>関係機関・団体において、街頭活動や広報啓発活動を通じて「交通ルールをきちんと守ることが、交通事故防止の第一歩である。」ことを訴え、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚に努める。</p> <p>(3) 交通マナーアップモデル地区の指定</p> <p>地域住民が一体となる交通安全活動を展開することにより、地域の交通安全意識の高揚を図るため、毎年、交通マナーアップモデル地区指定し、その効果が、他地域に波及するよう努める。</p> <p style="padding-left: 40px;">令和5年度 高松北警察署：鬼無地区 高松南警察署：三谷地区</p>

項 目	第1 交通ルールの遵守と交通マナー向上対策の推進 2 交通安全教育の充実・強化
関係機関	県警察本部（交通企画課、運転免許課）、市くらし安全安心課、市長寿福祉課、市こども保育教育課、市教育委員会（保健体育課、生涯学習課）
推進事項	推 進 要 領
交通安全教育の充実・強化	<p>交通安全教育の狙いと目的は、何よりも「事故を起こさない、事故に遭わない行動がとれる」人づくりであり、また、「交通社会において他人との良好なコミュニケーションがとれる」人づくりである。</p> <p>(1) 段階的な交通安全教育の充実・強化</p> <p>幼児期から高齢者まで、心身の発達段階に応じて、歩行者、自転車利用者、運転者に対する段階的かつ体系的な参加・体験・実践型の交通安全教育の充実・強化を図る。</p> <p>交通社会の一員として、自己の安全だけでなく、他の人々や社会の安全に自主的に貢献できる思いやりをもった社会人の育成に努める。</p> <p>特に高齢化社会の進展に対応するため、高齢者自身が加齢に伴って生ずる身体機能の変化が行動に及ぼす影響等を自覚させる交通安全教育の強化を図る。</p> <p>(2) 運転者に対する交通安全教育の充実・強化</p> <p>ア 運転免許取得時教育の充実</p> <p>交通事故の要因は、運転者の判断ミスのほか、交通ルールの無視や交通マナーの欠如が指摘されており、交通社会における運転者としての資質の向上が重要であることから、運転免許取得時において安全運転に必要な技能及び知識を習得させるとともに、自己の運転能力と運転者としての責任の重さを自覚させる交通安全教育の充実を図る。</p> <p>また、他の道路交通利用者に対する思いやりと譲り合いの心を育てる。</p> <p>イ 法令講習時教育の充実</p> <p>市内の交通秩序を形成することとなる運転者に対し、更新時講習、初心運転者講習、違反者講習等の機会を通じて、交通安全行動の基礎となる交通ルールの遵守と交通マナーの実践を促す具体的な交通安全教育を行う。</p> <p>ウ 実車講習等による教育の充実</p> <p>実車講習を中心とした自動車教習所が行う講習の受講促進を図る取組を推進することにより、運転免許取得後の交通安全教育の充実を図る。</p> <p>(3) 地域・職域等における交通安全教育の充実・強化</p> <p>ア 家庭における交通安全教育の充実</p> <p>家族の一人ひとりが交通社会を構成する一員であることを自覚して、交通参加者として常に責任ある行動と、他の人々に対する思いやりについて話し合い、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣づける。</p> <p>イ 地域における交通安全教育の充実</p> <p>校区（地区）コミュニティ協議会、自治会、交通安全母の会、子供会、老人クラブ、学校等において、主体的な交通安全教育活動のほか、交通安全キャンペーン、各種教育活動や広</p>

報媒体活用の活動を展開して、歩行者、自転車利用者、運転者等、一人ひとりが交通ルールの遵守と交通マナーの実践が涵養される教育を積極的に推進する。

ウ 事業所等における交通安全教育の充実

事業所、企業、官公庁等にあつては、朝礼等の機会を有効に活用して、従業員に対し、交通ルールの遵守と交通マナーの意識高揚について、教育、指導を繰り返し実施するとともに、従業員の健康状態に配慮するなど、職場総ぐるみによる交通事故防止活動を推進する。

項 目	第1 交通ルールの遵守と交通マナー向上対策の推進 3 交通ルールの遵守と交通マナー実践の指導推進
関係機関	県警察本部（交通企画課、運転免許課）、市くらし安全安心課、市長寿福祉課、市こども保育教育課、市教育委員会（保健体育課、生涯学習課）
推進事項	推 進 要 領
交通ルールの遵守と交通マナー実践の指導推進	<p>関係機関・団体において、各種交通安全活動を通じ、歩行者、自転車利用者、運転者等それぞれに応じた実践事項を指導する。</p> <p>(1) 歩行者の交通ルールと交通マナーの実践事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 歩行者は信号機の表示する信号に従う。 ○ 歩行者横断禁止場所では道路を横断しない。 ○ 近くの横断歩道、歩道橋等を利用するほか、押ボタン信号機がある時は、必ず押ボタンを押して、正しい横断を行う。 ○ 横断する時は、手を上げるなどして運転者等に合図を送り、双方が相手を確認した上で、左右の安全を確認し横断する。 ○ 走行車両や駐車車両の直前・直後の横断、道路への飛び出しをしない。 ○ 夜間、外出するときは、反射材の着用を励行する。 ○ 踏切では左右の安全を確認する。 <p>(2) 自転車利用者の交通ルールと交通マナーの実践事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車は「車両」であることを認識する。 ○ 「自転車安全利用五則」を遵守する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先 ・ 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認 ・ 夜間はライトを点灯 ・ 飲酒運転は禁止 ・ ヘルメットを着用 ○ 踏切の直前で停止し、左右の安全を確認する。 ○ 「傘差し運転等の禁止」、「携帯電話等を使用しながらの運転の禁止」、「大きな音でヘッドホン等を使用して音楽を聞く等の運転の禁止」、「左側通行」等の交通ルールを守る。 ○ 自転車の歩道通行部分は、「普通自転車通行指定部分の通行」、「歩行者絶対優先」、「他の自転車との行き違い時は相手自転車を右側に見て通行」を遵守する。 ○ 全ての自転車利用者がヘルメットの着用に努める。 ○ 自転車の点検整備及び自転車損害保険等の加入を確実にを行う。 ○ 県警察では、信号無視や一時不停止、大きな音でヘッドホン等を使用する等の交通事故に直結する交通違反に対する指導警告措置の強化に加え、警察官の警告に従わないなど、悪質・危険な違反については検挙措置を講じる。

(3) 運転者の交通ルール遵守と交通マナーの実践事項

- 信号交差点では信号に従い、見通しの悪い交差点では、「しっかり止まって、はっきり確認」を励行する。
- 横断歩道手前での減速と横断歩道における歩行者優先義務を遵守する。
- 車線変更や右左折の合図は早めに行い、安全速度を遵守し、「ゆとり、思いやりのある運転」を励行する。
- 運転中の携帯電話等の不 사용을徹底する。
- 聴覚障害者の運転する自動車等交通弱者を守る運転を励行する。
- 全ての座席でシートベルトを着用するとともに、チャイルドシートの正しい使用を徹底する。
- 二輪車を運転するときは、必ずヘルメットを正しく着用する。
- 制限速度の遵守と状況に応じた安全速度を励行する。
- 早めのライト点灯と、こまめなライトの切替えを励行する。
- 環境に配慮した運転（エコドライブ）を励行する。
- 十分な車間距離を確保する。
- 踏切の直前（停止線の直前）で停止し左右の安全を確認する。

項 目	第1 交通ルールの遵守と交通マナー向上対策の推進 4 広報啓発活動の推進
関 係 機 関	四国運輸局香川運輸支局、四国地方整備局香川河川国道事務所、 県警察本部（交通企画課、交通指導課）、市くらし安全安心課、市広聴広報課、 西日本高速道路株四国支社
推 進 事 項	推 進 要 領
広報啓発活動の推進	<p>市民一人ひとりの交通安全に関する意識改革が必要であることから、交通ルールを厳守するとともに交通マナーの向上を図るため、ターゲットを明確にし、年齢層ごとに様々な広報媒体を使い分け、市民自らが自発的に行動に移すことができる効果的な広報啓発を実施する。</p> <p>(1) 各種広報媒体を活用した広報啓発活動の強化</p> <p>ア 県、市町、地域、職域等において発行している各種広報紙（誌）を活用する。</p> <p>イ テレビ、ラジオ、新聞等報道機関の協力による広報を実施する。</p> <p>ウ ポスター・チラシや啓発動画等を作成して効果的に活用する。</p> <p>エ 広報車、有線放送、ホームページ、SNS、デジタルサイネージ等既存の設備を積極的に活用して広報を実施する。</p> <p>オ 交通安全キャンペーン等の街頭活動により広報啓発活動を実施する。</p> <p>(2) 関係機関・団体による広報啓発活動の強化</p> <p>ア 関係機関・団体は、各種講習会等を開催し交通ルールの遵守及び交通マナー向上に関する広報啓発を実施する。</p> <p>イ 関係機関・団体は、相互に連携して好事例等の情報交換を積極的に行い、それぞれの特性に応じ、創意工夫を凝らした真に効果のある広報啓発活動を推進する。</p> <p>ウ 関係機関・団体は、自転車指導啓発重点地区路線における自転車指導啓発を推進する。</p> <p>エ 関係機関・団体はもとより、電動キックボード関連事業者と連携し、新たなモビリティに関する交通ルール等の広報啓発活動の推進に加え、体験試乗等を通じた運転特性への理解を深めることで、安全な利用を図る。</p>

項 目	第1 交通ルールの遵守と交通マナー向上対策の推進 5 交通事故多発要因の調査と効果的な対策の推進
関 係 機 関	四国運輸局香川運輸支局、四国地方整備局香川河川国道事務所、 県警察本部（交通企画課、交通規制課）、市くらし安全安心課、市広聴広報課、 西日本高速道路㈱四国支社
推 進 事 項	推 進 要 領
交通事故多発要因の調査と 効果的な対策の推進	<p>(1) 交通事故多発要因調査結果及び対策の方向性</p> <p>交通安全対策の推進にあたっては、本市の交通事故多発要因や事故の特徴を踏まえたものであることが重要であり、関係機関・団体が一層連携を図り、また、民間活力を活用するなど、新たな視点での取り組みや効果的な対策を推進する。</p> <p>(2) 適切な交通事故情報の提供</p> <p>市民、道路管理者、交通関係ボランティアのほか、医師会、損害保険会社、交通事故後の処理をする団体等に対して広く交通事故の実態等を提供することにより、市民への周知と効果的な情報提供に努める。</p>

第2 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

項 目	第2 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 1 交通安全教育体制の整備
関 係 機 関	県警察本部（交通企画課、運転免許課）、市くらし安全安心課
推 進 事 項	推 進 要 領
交通安全教育体制の整備	<p>(1) 交通安全教育体制の確立</p> <p>段階的かつ体系的に参加・体験・実践型の交通安全教育を効果的に推進するには、関係機関・団体において、「交通安全教育指針」の内容を理解し、同指針を活用して教育対象に応じた教育方法や内容を明確に把握して、連携を取りながら、それぞれの機関・団体の特性を生かし、計画的、継続的に交通安全教育を実施する。</p> <p>(2) 実践的な交通安全教育の推進</p> <p>交通安全教育は、従来の交通ルール及び交通マナーを中心とした内容に、交通事故の未然防止能力の向上を図るものを加え、より実践的な内容とする。また、教育方法も一方通行型から危険予知トレーニングの教育技法を取り入れた参加者自身が考える交通安全教育や、シルバードライバースクールをはじめとする、参加・体験・実践型の交通教室へ転換し、受講者の自主的な習得意欲を高め、各年齢層や交通手段別に応じたきめ細かな内容とする。</p> <p>(3) 交通安全教育指導者の育成</p> <p>道路交通法に基づき、交通安全教育の義務を負う安全運転管理者、地域交通安全活動推進委員はもとより、市交通安全指導者等や民間団体等の指導者に対し、教育対象に応じた教育方法等に関する研修会等を開催し、指導能力の向上を図る。</p> <p>(4) 教育用資器材等の整備充実と有効利用</p> <p>県警察、市等は、交通安全教育指導者の育成と教育を支援するため、多角的な交通事故分析や交通事故防止に関する調査研究を行い、関係機関・団体に交通安全情報等を積極的に提供するとともに、市内の交通事故実態を踏まえた教育教材等の作製に努め、交通安全教育の充実と支援を強化する。</p>

<p>項 目</p>	<p>第2 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 2 体系的な交通安全教育の推進</p>
<p>関 係 機 関</p>	<p>県警察本部（交通企画課、運転免許課）、市くらし安全安心課、市長寿福祉課、市こども保育教育課、市教育委員会（保健体育課、生涯学習課）</p>
<p>推 進 事 項</p>	<p>推 進 要 領</p>
<p>体系的な交通安全教育の推進</p>	<p>交通安全教育は、幼児・児童に対する教育から、運転者になる前段教育としての性格を有する中学・高校生に対する教育、運転免許取得時教育、運転免許保有者に対する教育及び高齢者教育が一連のものとして、世代ごとに生涯にわたって計画的に行わなければならない。</p> <p>特に交通法規は、社会規範の一部であり、良識ある交通社会人としての形成を目指すものとする。</p> <p>また、教育委員会（学校）、高齢者福祉関係機関等、児童生徒・高齢者等に直接関与する機関・団体は、各対象者の教育を受ける機会の確保に努める。</p> <p>(1) 幼児に対する交通安全教育</p> <p>基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な知識・技能を習得させるため、幼稚園、保育所、認定こども園等と連携して視聴覚教材を活用した交通安全教室等の実施に努める。</p> <p>交通安全教室等の実施にあたっては、市交通指導員において、積極的に支援する。</p> <p>(2) 小学生に対する交通安全教育</p> <p>歩行者及び自転車利用者として必要な技能・知識を習得させるとともに、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めるため、小学校、PTA等と連携して、学校周辺等の道路の具体的な危険箇所を取り上げた関心を持たせる工夫を凝らすなど効果的な交通安全教育の実施に努める。（低学年は、横断歩道の正しい利用や手上げ横断等の歩行者の心得を重点指導、高学年は、自転車利用の心得を重点指導および交通安全を自ら考える指導を市交通指導員において支援）</p> <p>自転車を利用する場合には、自転車安全利用五則の遵守や乗車用ヘルメット着用の推進など、引き続き、自転車の安全利用のための交通安全教育を強化する。</p> <p>(3) 中学生に対する交通安全教育</p> <p>自転車で通学するなど、自転車を利用する機会が増加することから、自転車安全利用五則の遵守や安全に道路を通行するために必要な技能・知識を習得させるとともに、自己の安全だけでなく他人の安全にも配慮できるようにするため、中学校、PTA等と連携した自転車教室等の実施に努める。</p> <p>中学生は、自転車通学時における乗車用ヘルメット着用率は高いものの、通学時以外のヘルメット着用を徹底させるためのヘルメットの有効性や必要性を理解させる交通安全教育を推進する。</p> <p>(4) 高校生に対する交通安全教育</p> <p>中学生に比べて自転車を利用する機会が増加し、通学距離や行動範囲も大きく変化することか</p>

ら、交通事故に遭う危険性が高く、通学路の危険箇所等を十分に理解させ、交通ルールの遵守を徹底させるため、スクエアード・ストレイト技法等を用いた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

また、自転車安全利用五則の遵守や乗車用ヘルメット着用の推進など、引き続き、自転車の安全利用のための交通安全教育を強化する。

その他、二輪車の運転者及び自転車利用者として必要な技能・知識を習得させるとともに、交通社会の一員としての責任を持った行動ができるよう、高校、関係団体等と連携した自転車教室や、二輪車の運転免許者を対象とした実技講習会等の実施に努める。また、自動車運転免許が取得可能な年代となる高校生を対象に、自他を大切にす心の醸成が得られる内容のDVDの視聴を通して、交通ルールの順守や交通マナーの一層の向上を図る。

さらに、一定の基準を満たす電動キックボードを「特定小型原動機付自転車」とする改正道路交通法が令和5年7月に施行され、16歳以上であれば免許不要で運転できるほか、ヘルメット着用在が努力義務となるなど、新たなルールが適用されることから、高校生に対し、電動キックボードの交通ルールや運転特性等に対する広報啓発活動や交通安全教育を強化する。

(5) 成人に対する交通安全教育

ペーパードライバーから職業運転者まで、様々な人が対象であり、それぞれの運転経験に応じた交通安全知識が習得できるよう、教育の内容や手法を工夫する。

また、様々な道路交通状況を的確に判断して、自動車を冷静に運転できる能力を養成するとともに、他人に配慮して安全に道路を通行できる運転者の育成を図る。

加えて、実車講習を中心とした自動車教習所が行う講習の積極的な受講を呼び掛ける。

また、若い世代を中心に、「特定小型原動機付自転車」（電動キックボード）等の新たなモビリティに対する広報啓発活動や交通安全教育を推進し、適正利用を図る。

(6) 高齢者に対する交通安全教育

加齢に伴って生ずる身体機能の変化が行動に及ぼす影響等を理解させ、自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう、各種教育機材を積極的に活用した参加・体験・実践型の交通安全教育の実施に努める。特に、夜間に横断中の交通死亡事故が多い実態を踏まえ、反射材効果体験教室の開催と横断時における特性に基づいた交通安全教育の実施に努める。

項 目	第2 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 3 運転者教育の推進
関 係 機 関	四国運輸局香川運輸支局、県警察本部（交通企画課、交通指導課、運転免許課）、 市くらし安全安心課
推 進 事 項	推 進 要 領
運転者教育の推進	<p>(1) 運転免許取得時教育の充実</p> <p>交通事故の多くは、前方不注意や安全不確認等の漫然運転が要因で発生していることから、このことを含めた運転能力等の向上を図る教習を行うことが極めて重要である。そのため、指定自動車教習所の指導員に対し、各種研修等を通じて教習能力の向上に努めるとともに、教習所に対しては、教習水準の維持向上を図るため必要な指導及び助言を行う。</p> <p>また、教習水準の向上に資する情報の提供に努める。</p> <p>(2) 運転免許取得者に対する再教育</p> <p>ア 法定講習内容の充実</p> <p>悪質・危険運転者の早期排除に努めるとともに、更新時講習、高齢者講習、初心運転者講習、処分者講習、違反者講習等の水準の向上及び、充実を図り、運転能力等の向上を図る。</p> <p>警察では、運転免許更新時等に使用する映像教材について、香川の特性に応じた新たな交通安全教育用動画教材を活用し、運転免許取得後における交通安全教育の充実を図る。</p> <p>イ 事業所等における交通安全教育の充実</p> <p>新型コロナウイルス感染状況に対応した一部オンラインによる安全運転管理者講習の円滑な運用に努めるとともに、講習内容の充実を図り、安全運転管理者等に対して、企業内教育の進め方について指導するとともに、安全運転中央研修所等における実践的かつ高度な教育の受講を勧め、管理者等の指導能力の向上を図る。</p> <p>また、交通事故分析情報の提供や企業における安全教育に必要な教材等の貸出しなど、支援体制を強化する。</p> <p>ウ 交通事故現場における個別具体的な交通安全教育</p> <p>死亡事故を発生させた四輪運転者の約7割には過去に事故歴を有しているため、警察では交通事故現場においてドライブレコーダーの映像等を活用した交通安全教育を推進することで、将来発生する可能性のある重大事故を未然に防止する。</p>

項 目	第2 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 4 交通安全普及啓発活動の推進
関 係 機 関	四国運輸局香川運輸支局、四国地方整備局香川河川国道事務所、 県警察本部（交通企画課、交通指導課）、市くらし安全安心課、市広聴広報課、 西日本高速道路㈱四国支社
推 進 事 項	推 進 要 領
交通安全普及啓発活動の推進	<p>(1) 関係機関・団体の主体的活動の推進</p> <p>関係機関・団体と協力と連携して、地域、職域等で行われる各種交通安全活動が一体となって効果的に推進できるよう、交通安全情報の提供に努める。</p> <p>交通安全情報の提供に当たっては、ネットワーク社会の進展に合わせ、インターネットを積極的に活用したタイムリーな情報提供を行う。</p> <p>また、民間の自主的な活動によって、市民の交通安全意識の一層の向上を図るため、交通安全を推進する交通安全母の会等各種団体の育成に努め、これら団体が行う交通安全活動に対し、資料資材の提供、講師の派遣等に努める。</p> <p>(2) 市民総ぐるみの交通安全活動の展開</p> <p>市等は、各季の交通安全運動、日を定めて実施する運動等の実施に当たっては、各種広報媒体を活用して市民の積極的な参加を促し、交通ルールの遵守と交通マナーの実践は、「市民の義務」であることを呼び掛けて、市民総ぐるみの活動を展開して、交通安全意識の高揚を図る。</p>

第3 交通事故の起きにくい道路環境の整備

<p>項 目</p>	<p>第3 交通事故の起きにくい道路環境の整備 1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備</p>
<p>関 係 機 関</p>	<p>四国地方整備局香川河川国道事務所、高松土木事務所、県警察本部（交通規制課）、市道路管理課、市道路整備課、市都市計画課、市くらし安全安心課</p>
<p>推 進 事 項</p>	<p>推 進 要 領</p>
<p>生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備</p>	<p>(1) 生活道路における交通安全対策の推進 生活道路における歩行者・自転車利用者の安全を確保するため、関係機関が連携して、最高速度30Km/hの区域規制とハンブやスムーズ横断歩道等の物理的デバイスとを組合せた「ゾーン 30 プラス」の整備、幹線道路における信号機の高度化等の交通円滑化対策を実施する。</p> <p>(2) 通学路等の交通安全対策の推進 通学路や未就学児が日常的に集団で移動する経路の安全を確保するため、関係機関が連携して歩道等の整備、路肩のカラー舗装、防護柵の設置等を推進するとともに、押ボタン式信号機や横断歩道の整備等、必要な交通規制を実施する。</p> <p>(3) 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備 高齢者や障害者等が安全に活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に、関係機関が連携して歩道の整備や段差・傾斜・勾配の改善を推進し、特に必要な交差点には、音響式信号機や歩車分離式信号機等、バリアフリーに対応した信号機等の整備を推進する。</p>

項 目	第3 交通事故の起きにくい道路環境の整備 2 幹線道路における交通安全対策の推進
関 係 機 関	四国地方整備局香川河川国道事務所、高松土木事務所、 県警察本部（交通規制課、高速道路交通警察隊）、市道路管理課、市道路整備課、 市くらし安全安心課、西日本高速道路㈱四国支社
推 進 事 項	推 進 要 領
幹線道路における交通安全対策の推進	<p>(1) 事故危険箇所における交通事故対策の推進</p> <p>幹線道路では、交通事故が特定の区間に集中していることから、事故危険箇所など、事故の発生割合の大きい区間において重点的な交通事故対策を実施する。この際、関係機関と連携した事故データの客観的な分析による事故原因の検証に基づき、交差点の改良や歩道等の整備などの対策を実施する。</p> <p>(2) 幹線道路における交通規制</p> <p>道路における交通の安全と円滑を図るため、地域の交通実態等を踏まえながら、最高速度、駐車禁止、信号等の交通規制や交通安全施設の点検及び見直しを推進する。</p> <p>(3) 重大事故の再発防止</p> <p>重大事故が発生した際には、速やかに当該箇所の道路交通環境等について調査するとともに、事故要因に即した所要の対策を早急に講じることにより、当該事故と同様な事故の再発防止を図る。</p> <p>(4) 高速自動車国道等における事故防止対策の推進</p> <p>高速自動車国道等においては、交通安全対策を総合的に実施する観点から、引続き交通事故発生実態に応じた道路施設整備及び適切な道路の維持管理、道路交通情報の提供等を積極的に推進する。</p>

項 目	第3 交通事故の起きにくい道路環境の整備 3 交通安全施設等の整備事業の推進
関 係 機 関	四国地方整備局香川河川国道事務所、四国運輸局香川運輸支局、高松土木事務所、 県警察本部（交通規制課、高速道路交通警察隊）市道路管理課、市道路整備課、 市くらし安全安心課、西日本高速道路㈱四国支社
推 進 事 項	推 進 要 領
交通安全施設等の整備事業の推進	<p>(1) 総合診断の申請・実施</p> <p>市民等からの改善要望が多い交通事故多発地点等において交通事故の実態、交通環境の変化に応じた交通安全施設の新設、改良等について関係機関と協議する総合診断を年2回、申請実施する。</p> <p>(2) 交通円滑化対策の推進</p> <p>香川県渋滞対策協議会で特定した主要渋滞箇所について、要因分析を行い、対策について関係機関とともに検討する。</p> <p>また、交通の円滑を確保するため、交通管制システムの充実を図るとともに、交通量に応じた最適な信号制御を行う。</p> <p>さらに、マイカー利用からの転換を進めるため、公共交通機関の利用促進に関する施策等に取り組む。</p> <p>(3) 連絡会議等の活用</p> <p>道路管理者と行政機関等で設置している「香川県交通事故対策会議」等の委員として、学識経験者のアドバイスを受けつつ、施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を関係機関とともに図る。</p> <p>(4) 交通安全施設の戦略的維持管理</p> <p>中・長期的な視点に立ち、必要性の低下した信号機の撤去、老朽化した交通安全施設の更新、施設の長寿命化及びライフサイクルコストの低減を推進する。</p>

項 目	第3 交通事故の起きにくい道路環境の整備 4 自転車利用環境の総合的整備
関 係 機 関	四国地方整備局香川河川国道事務所、高松土木事務所、県警察本部（交通規制課）、市道路管理課、市道路整備課、市交通政策課
推 進 事 項	推 進 要 領
自転車利用環境の総合的整備	<p>(1) 安全で快適な自転車利用環境の整備</p> <p>自転車や歩行者、自動車の交通量に応じて、自転車道や自転車が行きやすい自転車歩行者道の整備、及び車道において自転車の通行位置を示した路面表示による自転車通行空間、並びに自転車が通行しやすい幅の広い路肩等の整備を推進する。</p> <p>(2) 総合的かつ計画的な自転車等の駐輪対策の推進</p> <p>自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐輪対策の総合的推進に関する法律による施策を推進する。</p> <p>また、駅周辺等における放置自転車等の解決を図るため、条例による放置自転車の整理・撤去を行う。</p>

<p>項 目</p>	<p>第3 交通事故の起きにくい道路環境の整備 5 総合的な駐車対策の推進</p>
<p>関係機関</p>	<p>県警察本部（交通企画課、交通指導課、交通規制課）、市都市計画課、市交通政策課、</p>
<p>推進事項</p>	<p>推 進 要 領</p>
<p>総合的な駐車対策の推進</p>	<p>(1) 違法駐車防止気運の醸成 違法駐車の実態等に関し、広報啓発を行うとともに、関係機関・団体等と緊密な連携を図り、地域交通安全活動推進委員等の積極的な活用により、住民の理解と協力を得ながら、違法駐車防止気運の醸成を図る。</p> <p>(2) 駐車場施設の整備と利用の促進 路外駐車場、荷捌き・タクシー用駐車ベイ等の整備と利用促進を図る。</p> <p>(3) 違法駐車対策の推進 違法駐車の実態及び地域住民の意見・要望等を把握した上で、駐車規制や駐車監視員活動ガイドラインの見直しを図るとともに、県民の理解と協力を得るため、違法駐車対策制度の周知等を行い良好な駐車秩序の維持・確立を図る。</p> <p>(4) 公共交通機関の利用促進 市内における交通渋滞の解消と環境問題や交通安全の推進の観点から路線バス、電車等の公共交通機関の利用促進を図る。</p>

項 目	第3 交通事故の起きにくい道路環境の整備 6 災害に備えた道路交通環境の整備
関 係 機 関	四国地方整備局香川河川国道事務所、高松土木事務所、警察本部（交通規制課、高速道路交通警察隊）、市道路管理課、市道路整備課、西日本高速道路(株)四国支社
推 進 事 項	推 進 要 領
災害に備えた道路交通環境の整備	<p>(1) 災害に強い交通安全施設等の整備</p> <p>災害が発生した場合において、緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため、老朽化した交通監視カメラ、交通情報板等の更新や信号機の機能停止を防止する自動起動式信号機電源付加装置の整備を推進する。</p> <p>(2) 災害発生時における交通規制</p> <p>地震、台風、集中豪雨等により、道路災害が発生し、又は発生が予測される場合には、道路状況を的確に把握し、車両通行止め等適正な交通規制を迅速に実施する。</p>

項 目	第3 交通事故の起きにくい道路環境の整備 7 踏切道対策の推進
関 係 機 関	四国運輸局香川運輸支局、四国地方整備局香川河川国道事務所、高松土木事務所、 県警察本部（交通規制課、交通指導課）、市くらし安全安心課、市道路管理課、市道路整備課、 四国旅客鉄道(株)、高松琴平電気鉄道(株)
推 進 事 項	推 進 要 領
踏切道対策の推進	<p>(1) 踏切道の改良等の推進</p> <p>鉄道事業者、関係機関が協力して、踏切道の構造の改良、踏切保安設備の整備及び必要な交通規制等を推進する。</p> <p>(2) 広報の徹底</p> <p>交通安全運動及び交通安全日等の機会を捉えて踏切事故の重大性及び安全な通行等についての広報を徹底する</p>

項 目	第3 交通事故の起きにくい道路環境の整備 8 用水路等対策の推進
関 係 機 関	四国地方整備局香川河川国道事務所、高松土木事務所、県警察本部（交通規制課）、 市くらし安全安心課、市道路管理課、市道路整備課
推 進 事 項	推 進 要 領
用水路等対策の推進	(1) 用水路等への転落防止対策の推進 用水路等に転落する重大事故が後を絶たない現状にあることから、歩行者や自転車利用者への注意喚起のための広報啓発活動を推進するとともに、危険箇所において、転落防止柵の設置や蓋がけ等の安全対策を実施する。

